

労働者のみなさまへ

令和8年度版

公契約条例で相模原市独自の

このお仕事には「最低賃金」が定められています！

相模原市公契約条例

相模原市が発注する工事請負や業務委託に関する契約等において、作業される労働者の賃金の下限額※を定め、一定の報酬を保障することで労働者の労働意欲を高め、事務や事業の質を向上させ、最終的には市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現を目指すものです。

※条例では賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

令和8年度の労働報酬下限額

業務委託契約等・指定管理協定

時給 1,310円

公共工事設計労務単価の90%

※裏面一覧表のとおり

対象となる契約等

- (1) 予定価格1億円以上の工事請負
- (2) 予定価格500万円以上の業務委託等
(対象業種：庁舎等の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務、案内業務、給食調理業務、データ入力業務、窓口受付業務 ※例外あり)
- (3) 市と指定管理者が締結する公の施設の管理に関する協定（指定管理協定）
(指定管理者が締結する上記(2)と同様の契約等を含む)

対象となる労働者

- (1) 工事請負：裏面の職種で当該契約に係る作業に従事する者 ※一人親方も含みます。
- (2) 業務委託等：当該契約に係る作業に従事する者
- (3) 指定管理：当該施設の管理に係る作業に従事する者

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等の労働形態や雇用主が誰（元請または下請）かを問わず、賃金が支払われる方は、原則、対象となります。

【工事請負契約の労働報酬下限額一覧表】

(単位:円)

No	職種	労働報酬下限額		No	職種	労働報酬下限額		No	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額(8H)			時給	日額(8H)			時給	日額(8H)
1	特殊作業員	3,477	27,816	18	さく岩工	4,692	37,536	35	左官	3,690	29,520
2	普通作業員	3,015	24,120	19	トンネル特殊工	4,703	37,624	36	配管工	3,195	25,560
3	軽作業員	2,048	16,384	20	トンネル作業員	3,600	28,800	37	はつり工	3,500	28,000
4	造園工	3,027	24,216	21	トンネル世話役	4,805	38,440	38	防水工	3,915	31,320
5	法面工	3,567	28,536	22	橋りょう特殊工	4,085	32,680	39	板金工	3,927	31,416
6	とび工	3,725	29,800	23	橋りょう塗装工	4,095	32,760	40	タイル工	3,105	24,840
7	石工	3,702	29,616	24	橋りょう世話役	4,613	36,904	41	サッシ工	3,680	29,440
8	ブロック工	3,600	28,800	25	土木一般世話役	3,915	31,320	42	屋根ふき工	—	—
9	電工	3,545	28,360	26	高級船員	4,445	35,560	43	内装工	3,915	31,320
10	鉄筋工	3,555	28,440	27	普通船員	3,668	29,344	44	ガラス工	3,747	29,976
11	鉄骨工	3,342	26,736	28	潜水士	5,805	46,440	45	建具工	—	—
12	塗装工	4,085	32,680	29	潜水連絡員	4,163	33,304	46	ダクト工	3,263	26,104
13	溶接工	4,377	35,016	30	潜水送気員	3,882	31,056	47	保温工	3,207	25,656
14	運転手(特殊)	3,623	28,984	31	山林砂防工	3,635	29,080	48	建築ブロック工	—	—
15	運転手(一般)	3,060	24,480	32	軌道工	6,390	51,120	49	設備機械工	3,140	25,120
16	潜かん工	4,175	33,400	33	型わく工	3,680	29,440	50	交通誘導警備員A	2,273	18,184
17	潜かん世話役	4,985	39,880	34	大工	3,420	27,360	51	交通誘導警備員B	2,105	16,840

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

※ 次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約に係る労働報酬下限額と同額の時給1,310円(日額10,480円)とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合

次のいずれかに申出をすることができます。

【申出先】

◎相模原市役所 契約課

住 所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (市役所本庁舎第2別館3階)
電 話：042-769-1391 F A X：042-769-5325

◎受注者である元請業者

※申出したことを理由に、解雇、請負契約の解除等の不利益な取扱いを受けることはありません。

※賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができます。

公契約条例のことを詳しく知りたい場合は、相模原市ホームページに掲載している「公契約条例の手引」をご覧ください。
お問い合わせは、相模原市契約課まで

